

恩納村体育施設指定管理者募集要項

恩 納 村

恩納村体育施設指定管理者募集要項

このたび地方自治法第 244 条の 2 第 3 項及び恩納村体育施設の設置及び管理に関する条例第 3 条の規定に基づき、恩納村体育施設の管理について指定管理者制度を導入することとしましたので、次のとおり指定管理者を募集します。

1 施設の概要等

恩納村体育施設の名称、所在地等は次のとおりです。

なお、指定管理者は次の施設を管理することとします。

名 称 及び 所 在 地	恩納村立赤間運動場 恩納村立野球場 恩納村立サッカー場 恩納村立サブグラウンド 恩納村コミュニティ広場 真栄田漁港運動広場 恩納村立赤間多目的運動場	恩納村字恩納 7441 番地 51 恩納村字恩納 7441 番地 恩納村字恩納 7441 番地 恩納村字恩納 7441 番地 恩納村字恩納 419 番地 3 恩納村字真栄田 1398 番地 6 恩納村字恩納 7441 番地
設置目的	体育に関する施設を一般公衆の利用に供することにより、村民の健康の保持増進及び体力の向上並びに文化の発展を図るため。	
施設規模	恩納村立赤間運動場 恩納村立野球場 恩納村立サッカー場 恩納村立サブグラウンド 恩納村コミュニティ広場 真栄田漁港運動広場 恩納村立赤間多目的運動場	施設総面積 19,458 m ² 施設総面積 16,513 m ² 施設総面積 10,140 m ² 施設総面積 5,090 m ² 施設総面積 11,560 m ² 施設総面積 8,639 m ² 施設総面積 3,366 m ²
施設概要	恩納村立赤間運動場 全天候型舗装競技場 人工芝 管理棟 恩納村立野球場 両翼 100m 中堅 122m 観客席 3000 席 (メイン 880 席、内野 2120 席) 恩納村立サッカー場 サッカー 1 面 恩納村立サブグラウンド 中堅 70m 恩納村コミュニティ広場 多目的広場 夜間照明設備 真栄田漁港運動広場 多目的広場 夜間照明設備 恩納村立赤間多目的運動場 アリーナ 2,856 m ² 照明設備	
利用状況	平成 26 年度	
	赤間運動場 180 回 (18,009 人)	野球場 167 回 (12,640 人)
	サッカー場 57 回 (10,397 人)	サブグラウンド 102 回 (4,775 人)
	コミュニティ広場 141 回 (32,793 人)	真栄田漁港運動広場 110 回 (3,449 人)
	多目的運動場 334 回 (7,722 人)	

平成27年度	
赤間運動場 377回(26,726人)	野球場 152回(15,087人)
サッカー場 122回(18,444人)	サブグラウンド 107回(8,500人)
コミュニティー広場 84回(5,567人)	真栄田漁港運動広場 67回(2,090人)
多目的運動場 338回(11,053人)	
平成28年度	
赤間運動場 397回(35,332人)	野球場 153回(12,390人)
サッカー場 88回(11,496人)	サブグラウンド 102回(8,156人)
コミュニティー広場 126回(30,857人)	真栄田漁港運動広場 56回(1,703人)
多目的運動場 426回(10,205人)	

2 対象施設の管理の基準及び業務の範囲

(1) 施設管理の基準

① 休場日及び利用時間

別紙1「恩納村体育施設の管理運営に関する指定管理者業務仕様書」の3及び4のとおりとします。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、これを変更することができます。

② 施設の利用の許可等について

施設の利用の許可等（利用の許可及び制限、連続的占有利用の制限、利用目的の変更等の禁止、利用許可の取消し等）は、恩納村体育施設の設置及び管理に関する条例、同施行規則に定めるところにより行うこととします。

③ 利用の制限について

指定管理者は、恩納村体育施設の設置及び管理に関する条例に定めるところにより、条件を付し又は利用を制限することができ、かつ施行規則に定めるところにより、体育施設内への入場を拒み、又は退場を命じることができます。

④ その他

指定管理者は、施設の管理運営に関する業務の全部又は一部について第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。ただし、清掃、警備等の管理運営業務の目的を損なわない業務についてはこの限りではありません。

なお、委託を行う場合は、軽微なものを除き、村の承認が必要となります。管理運営業務を行うにあたり、業務委託、物品調達等を行う場合は、村内の事業所等の

積極的活用に努めてください。

(2) 管理運営方針

体育施設の設置目的を達成するために、村及び教育委員会との連携を図り、効率的で開かれた管理運営を行うとともに、利用者の視点に立って利用しやすく親しみの持てる運営を行うものとします。

(3) 業務の範囲

指定管理者が行う主な業務は下記のとおりとし、業務の詳細は、別紙1「恩納村体育施設の管理運営に関する指定管理者業務仕様書」の6、「管理等に関する基本内容」のとおりとします。

- ① 施設の維持管理
- ② 施設の利用に供すること
- ③ 施設の設置目的を達成するために必要な業務
- ④ 利用許可等に関すること
- ⑤ 上記各業務に付随する業務

(4) 対象施設の管理運営に関し遵守すべき法令等

個人情報保護に関する法律、恩納村個人情報保護条例、同施行規則、スポーツ基本法、恩納村体育施設の設置及び管理に関する条例、同施行規則、その他関係法令詳細については、別紙1「恩納村体育施設の管理運営に関する指定管理者業務仕様書」のとおりとします。

3 指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日までとします。

4 利用料の取扱い

- ① 対象施設の利用に係る料金の徴収に関する業務は指定管理者が行い、その料金は指定管理者の収入とします。利用料は恩納村体育施設に関する条例で定める金額の範囲内で積算してください。
- ② 利用料金は、恩納村体育施設の設置及び管理に関する条例で定める額を上限として、

指定管理者が村の承認を得て定めることとします。恩納村体育施設の設置及び管理に関する条例で定める額は、別添のとおりです。

③ 利用料金の減免、還付

指定管理者は、恩納村体育施設の設置及び管理に関する条例及び施行規則の定めるところにより、公益上その他特別の事由により必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができます。

- (1) 恩納村又は恩納村教育委員会が主催又は共催する行事に利用する場合 利用料金の全額
- (2) 行政機関、学校その他教育上必要な行事若しくは公共の福祉に寄与する事業等に利用するとき 利用料金の全額
- (3) 郡や県民体育大会又は国体への派遣選手として練習する場合 利用料金の全額
- (4) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、身体障害者手帳その他身体障害者（児）であることを証するものを提示した者及びその引率者 利用料金の全額
- (5) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判断を受けた者で、療養手帳その他知的障害者（児）であることを証するものを提示した場合及びその引率者 利用料金の全額
- (6) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、精神障害者福祉手帳その他精神障害者（児）であることを証するものを提示した場合及びその引率者 利用料金の全額
- (7) その他教育長が適当と認めた者又は団体が利用する場合 利用料金の5割から全額
- (8) 恩納村体育協会が主催する行事に利用する場合 利用料金の5割相当額から全額
- (9) 村内の公共または公共的団体及び教育委員会に登録した村内の団体が大会を主催する場合 利用料金の5割相当額
- (10) 沖縄県内高等学校のスポーツ大会及び各部活動で利用する場合 利用料金の5割相当額
- (11) 恩納村内の小・中学生で組織するスポーツクラブが利用する場合 利用料金の

5 割相当額

- (1 2) 指定管理者が特別の理由があると認めた場合 指定管理者が定める額
また、既納の使用料金は還付しないが、指定管理者が特別の事情があると認めるとき（利用者の責めによらず利用することができなくなったとき等）は、その全部又は一部を還付することができます。

5 応募資格

村内の法人その他の団体（以下、「法人等」という。）で、仕様書に定める業務を安定して、遂行することができる能力、実施体制等を備えていること。

なお、個人での応募は受け付けいたしませんので、ご注意ください。

また、次の事項に該当する法人等は応募することができません。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 村から指名停止処分を受けている者
- (3) 会社更生法、民事再生法に基づき更生又は再生手続きをしている者
- (4) 団体又はその代表者が、村税その他の納付義務を完全に履行していない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者

6 提出書類（原本 1 部、複本 7 部）

申請にあたっては、以下の書類を恩納村教育委員会に提出して下さい。なお、教育委員会が必要とする場合は、追加の資料の提出を求めることがあります。

提出された書類は、必要に応じて複写し、又は、審査票等の作成のため引用、加工することができるものとします。（使用は庁内及び指定管理候補者審査委員会での検討に限ります。）

提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

- (1) 指定管理者指定申請書（恩納村公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例施行規則様式第 1 号）に次の書類を添えて申請してください。
- (2) 恩納村体育施設の事業計画書（様式第 3 号—1）及び収支予算書（様式第 3 号—2）
- (3) 定款又は寄付行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあつては法人登記簿の謄本等
- (5) 類似施設での活動状況等報告書（過去 3 年分）（実績がある場合のみ添付。）

(6) 村税その他の納付義務の履行を証する書類

(7) その他村長が必要と認める書類

[団体概要(様式第4号)、欠格条項等に該当しない旨の誓約書(様式第5号)]

提出部数は原本1部複本7部です。なお、提出された申請書及び添付書類は
お返しいたしません。

7 指定管理料

① 村からの指定管理料(委託料)の金額は、指定管理者が事業計画に基づいて管理運営業務を行うに当たって、村が適正であると認める金額の範囲内とし、具体的には、毎年度ごとに締結する協定書で定めるものとします。

指定管理者に村が支払う指定管理料は、提案される収支計画書から以下の計算により算定するものとします。

* 村が支払う額 = 管理運営経費 × 消費税 — (利用料金収入 + 諸収入)

※自主事業は諸収入に含まないものとします。

指定管理者制度に移行した後、実際に支払うこととなる具体的な金額については、申請者から提出いただく事業計画書や収支計画書などの内容も踏まえつつ、それまでの運営実績やその時点での村の財政状況なども総合的に考慮しながら、指定管理者とも協議・検討のうえ決定することとなります。

② 指定管理料は、会計年度ごとに支払うものとします。支払い方法については、協定に定めるところにより、分割して支払うことができるものとします。

③ 指定期間の各年度末決算時において管理運営経費、利用料金収入予定額に過不足が生じた場合でも、原則として精算は行いません。

8 業務分担

指定管理者と村の主な業務分担は、別紙2の「業務分担表」によるものとします。

9 指定管理者と村の責任分担

指定管理者は、管理運営及び維持管理にあたり、施設並びに付帯設備及び備品等の貸付物品の原状を変更し、又は損壊若しくは破損したときは、村が指定する日までに、原状回復するか損害の相当額を賠償することとします。ただし、施設等の価値を高めたり、やむを得ないときは、村の承認により原状回復や撤去等を不要とします。

また、指定管理者は、利用者傷害保険及び指定管理者の業務上の瑕疵により生じる損害賠償に対処できるような賠償能力を確保するため、適切な保険に加入をすること。

なお、指定管理中の指定管理者と村との責任分担（リスク分担）は、別紙3の「リスク分担表」のとおりとします。

10 申請書の配布、説明会の実施、質問及び応募受付

(1) 申請書の配布は、平成29年9月15日（金）から同年10月16日（月）までの間に、「16問い合わせ先」で行います。

(2) 募集要項の内容等に関する質問は、平成29年10月10日（火）午前中まで「16問い合わせ先」に、質問の趣旨を簡潔に文書、ファクシミリ等にて送付してください。

送付後は、受付に関するトラブルを回避するため、必ず電話にて受領の確認を行ってください。

(3) 応募は平成29年9月15日（金）から同年10月16日（月）までに「16問い合わせ先」に直接持参（ファクシミリ、メールでの応募は不可）してください。

受付は、平日の午前9時から午後4時まで行います。（土・日曜日及び祝日を除く）

提出時に書類確認等を行いますので、あらかじめ提出日時をお知らせください。

11 応募に要する経費

応募に要する経費等（納税証明、登記簿謄本等）は、すべて申請者の負担とします。

12 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

(1) 申請の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかったとき

(2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき

(3) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき

(4) 虚偽の内容が記載されているとき

(5) その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うにあたって不相当と認められるとき

1 3 選定

選定にあたっては選定委員会を開催し、次の選定基準に最も適合していると認められる法人等を指定管理者として指定する候補者として決定します。

選定基準	審査項目	審査の視点
恩納村体育施設の管理運営を行うにあたり、村民の平等な利用を確保することができること。	施設の管理運営についての基本的な方針	施設の設置目的を理解したうえで、平等な利用を確保するための有効な方法を有しているか。
事業計画書の内容が、恩納村体育施設の適切な維持管理を図るものであるとともに、効果的かつ効率的な管理運営を確保することができるものであること。	業務に関する規程等の整備状況 個人情報の保護 環境への配慮 利用者へのサービス 運営経費について	<ul style="list-style-type: none"> ・業務に必要な事項について規程等を整備し、その内容に整合性が保たれているか。 ・個人情報保護の方針に基づき、情報の管理体制が整っているか。 ・施設運営にあたり、環境に配慮した方針が整備されているか。 ・利用者の意向を踏まえたサービスを提供することができるか ・収支予算書の内容が経費の縮減を図ったものであるか。
事業計画書に沿った恩納村体育施設の管理運営を安定して行うことができる能力を有していること。	職員の配置について 人材の育成 ※業務の実績 ※資産の状況 債権・債務の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・業務について、知識及び経験を有する者を従事させることができるか。 ・責任者を配置するなど、適切な職員の編成が確保されるか。 ・選考方法、選考基準は適切なものか。 ・職員の研修体制が整っているか。 ・同種業務に実績を有しているか。 ※基本財産と運用財産の状況及び損害賠償能力 ※借入れの額、目的、内容、償還計画
恩納村体育施設の設置目的を達成するために必要な事業を実施するものと認められること。	施設の管理運営についての基本的な方針 活動状況 業務の向上 ※インターネットの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の役割及び特性をよく理解しているか。 ・独自の発想に基づく業務提案をすることができるか。 ・業務の向上に資する有効な改善策等を示すことができるか。 ※インターネットを活用できるか ※自主事業が、業務を遂行する上で支障となることはないか。

※印は、公募施設の状況に応じて審査項目とします。

1 4 指定管理者の指定及び管理業務に係る経費等

- (1) 指定管理者は、選考員会による選定後、村議会の議決を経て村長が指定します。
なお、指定された法人等に対しては指定管理者指定書により通知します。
- (2) 議決後に村と指定管理者との間で協定書を締結しますが、この協定による管理業務に係る経費は当該年度予算額以内となります。

1 5 その他

- (1) 指定管理者の指定に関する手続は、本要項の規定によるほか、恩納村公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例、施行規則により処理を行うものとし、また、管理運営に関する詳細な事項については、恩納村体育施設の管理運営に関する指定管理者業務仕様書に定めるほか、別途、協定の締結において定めるものとし、また、
- (2) 村は、応募者による事業計画等が採用されない場合、また、指定管理者の候補者として議会の否決を受けた場合、指定管理者の指定を取り消すことがあります。
- (3) 次に該当する場合、指定管理者の指定を取り消すことがあります。
 - ア 指定管理者が、正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
 - イ 指定管理者が、協定の締結までに、事業の履行が確実でない認められるとき又は著しく社会的信用を損なう等により指定管理者として相応しくないと認められるとき。

1 6 問い合わせ先

不明な点は下記までお問合せください。なお、電話による問い合わせは、平日午前9時から午後4時までをお願いします。

恩納村教育委員会 社会教育課 社会教育係

〒904-0492 恩納村字恩納2451番地

電話 966-1210

FAX 966-8478

年 月 日

恩納村村長（又は恩納村教育委員会） 殿

申請者
住所
団体等名
代表者名
電話番号

指定管理者指定申請書

下記の公の施設の管理について、指定管理者の指定を受けたいので、恩納村公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例（平成16年恩納村条例第10号）第3条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

施設名

関係書類

- (1) 管理を行う公の施設の事業計画書（様式第3号-1）
- (2) 経営状況を説明する書類（決算書類等）
- (3) その他関係書類（様式第3号-2）

団体名	
施設名	

事業計画書

I 施設の設置目的を踏まえた施設運営の基本的な考え方

1 指定管理者指定申請書を提出する理由

※ 施設の管理運営を希望する理由を記載してください。

2 施設の管理運営の基本方針

※ 施設の設置目的を踏まえ、施設の運営方針及び施設の管理等についての基本方針を記載してください。

※ 申請者が施設の管理運営を行うことで、村の〇〇振興の発展と向上に寄与できることについて記載してください。

3 地域・利用団体との連携に関する方針

※ 地域・利用団体との連携を図っていくために実施する取組み等について記載してください。

注) 欄が不足する場合は、各欄を広げて記載してください。

団体名	
施設名	

Ⅱ 村民の平等な利用を確保する方法

1 施設の利用制限に関する基本的な考え方

※ 利用を制限する場合の基本的な考え方を記載してください

注) 欄が不足する場合は、各欄を広げて記載してください。

団体名	
施設名	

Ⅲ 適切かつ効果的な施設運営の取組み

1 施設を運営するうえで指定管理者として特に設ける規定

※ あらたに規定等を設ける場合は、その概要について記載してください。

2 利用者の個人情報の取扱い

※ 個人情報の流出等について、どのような防止策を考えているか記載してください。

3 環境に配慮した施設運営の方針

※ 環境に配慮した具体的な取組みがあれば記載してください。

4 利用者へのサービスの提供

※ 利用者のサービスの向上としての具体的な取組みを記載してください。

※ 利用者の意見の把握及び反映の方法を記載してください。

※ 利用者協議会など利用者が運営に参画できるような方策について記載してください。

注) 欄が不足する場合は、各欄を広げて記載してください。

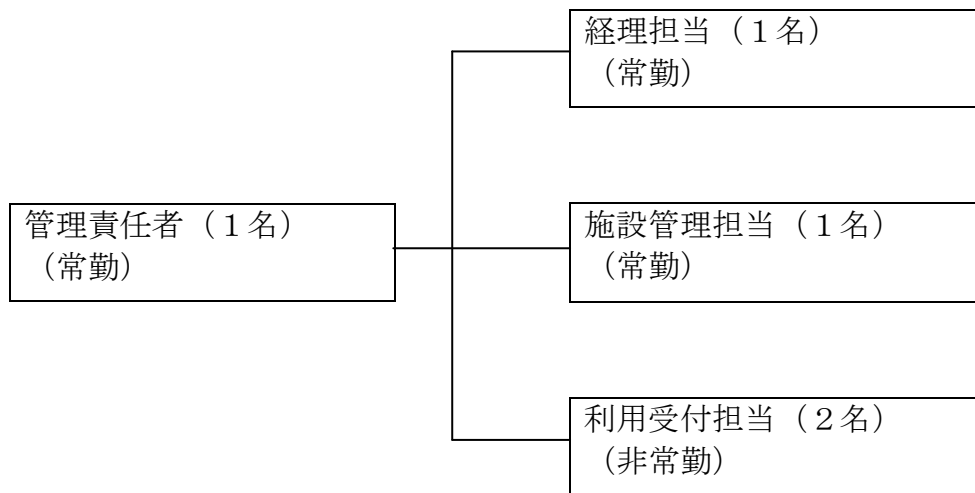
団体名	
施設名	

IV 組織及び職員について

1 組織図

※ 施設の管理運営に当たるスタッフを、組織図の形で図示してください。なお、役職、人数、常勤・非常勤の別、担当事務内容等について簡潔に併記してください。

(例)



2 勤務体制

※ 勤務時間、週休日、一月の勤務日数など職員別に記載してください。

注) 欄が不足する場合は、各欄を広げて記載してください。

団体名	
施設名	

IV 組織及び職員について

3 配置スタッフの資格等

役職	氏名	資格及び経歴等

- ※ 必要に応じて行を増やしてください。
- ※ 配置する人が決定している場合は、できるだけ氏名を記載してください。

4 職員の研修計画

- ※ 管理運営の業務を遂行するため、又は職員の資質の向上を図るため、どのような研修を実施するか記載してください。

注) 欄が不足する場合は、各欄を広げて記載してください。

団体名	
施設名	

IV 施設の設置目的を達成するために必要事業

1 業務実績及び自主事業

- ※ 類似施設等の管理運営実績がある場合は、その内容について記載してください。
- ※ 自主事業として、各種の教室や研修会等を開催する計画があれば、その概要について記載してください。

2 防災対策及び緊急時の対応

- ※ 施設管理の安全性を確保するための方策について記載してください。
- ※ 防災対策及び緊急時の体制設備として、実施する取組みなどを記載してください。

3 広報・誘客対策

- ※ パンフレットの配布及びホームページの開設など、利用者への魅力的な情報提供計画について記載してください。

4 業務についての提案及び改善策

- ※ 具体的な提案があれば記載してください。

注) 欄が不足する場合は、各欄を広げて記載してください。

様式第3号—2

収 支 予 算 書

1 収入

(単位：千円)

項目	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	具体的な積算
指定管理料						
利用料金 収入						
諸収入						印刷機及びコピー機の使用にかかわる実費負担金等
計						

注意事項：「利用料金収入」欄は、利用料金制度導入施設のみ

2 支出

(単位：千円)

項目	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	具体的な積算
■人件費 給料、手当 賃金 社会保険料						
■需用費 消耗品費 印刷製本費 光熱水費						
■役務費 通信運搬費 保険料等						
■委託料						
■その他 管理 経費						
計						

- 1) 指定管理料は、恩納村体育施設指定管理者募集要項の7「指定管理料」に記載している各年度における額を上限として、収入金額を計算してください。なお、実際の指定管理料は予算の範囲内で決定されます。
- 2) 区分欄、内訳欄、適宜追加等してください。
- 3) 積算根拠となる資料を添付してください。

様式第4号

施設名 _____

団 体 概 要

(平成 年 月現在)

団体名	
所在地	〒
代表者	
設立年月日	年 月
沿革	
業務内容	
主な実績	
連絡担当者	【氏名】 【所属】 【電話】 【FAX】 【Email】

誓 約 書

平成 年 月 日

恩 納 村 長 殿

申請者 所在地
団体名

代表者氏名

⑩

恩納村体育施設の指定管理者指定申請にあたって、申請日現在、下記のすべてを満たしていることを誓約します。

記

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 村から指名停止処分を受けている者でないこと。
- (3) 会社更生法、民事再生法に基づき更生又は再生手続きをしている者でないこと。
- (4) 団体又はその代表者が、村税その他の納付義務を完全に履行していない者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

別紙 1

恩納村体育施設の管理運営に関する指定管理者業務仕様書

1. 趣旨

本仕様書は、恩納村体育施設（以下「施設」という。）の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2. 施設の概要

(1) 名称及び所在地

恩納村立赤間運動場	恩納村字恩納 7 4 4 1 番地 5 1
恩納村立野球場	〃 7 4 4 1 番地
恩納村立サッカー場	〃 7 4 4 1 番地
恩納村立サブグラウンド	〃 7 4 4 1 番地
恩納村立赤間多目的運動場	〃 7 4 4 1 番地
恩納村コミュニティ広場	〃 4 1 9 番地 3
真栄田漁港運動広場	恩納村字真栄田 1 3 9 8 番地 6

(2) 規模等

恩納村立赤間運動場	施設総面積 29,125 m ²	競技施設面積 19,458 m ²
恩納村立野球場	施設総面積	競技施設面積 16,513 m ²
恩納村立サッカー場	施設総面積	競技施設面積 10,140 m ²
恩納村立サブグラウンド	施設総面積	競技施設面積 5,090 m ²
恩納村立赤間多目的運動場	施設総面積	競技施設面積 3,366 m ²
恩納村立コミュニティ広場	施設総面積 14,570 m ²	競技施設面積 11,560 m ²
真栄田漁港運動広場	施設総面積 11,434 m ²	競技施設面積 8,639 m ²

3. 休場日

上記体育施設の休場日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て臨時に開場し、又は休場することができる。

(1) 毎月第2火曜日及び第4火曜日。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日及び6月23日慰霊の日に当たるときは、当該休日以後の直近の休日でない日とする。

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

※ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

4. 利用時間

ア 恩納村立赤間運動場 午前9時から午後9時まで

イ 恩納村立野球場 午前9時から午後8時まで

ウ 恩納村立サッカー場 午前9時から午後8時まで

エ 恩納村立サブグラウンド 午前9時から午後8時まで

オ 恩納村立赤間多目的運動場 午前9時から午後10時まで

カ 恩納村立コミュニティ広場 午前9時から午後10時まで

キ 真栄田漁港運動広場 午前9時から午後10時まで

※ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

5. 指定期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日までとする。

6. 管理等に関する基本内容

指定管理者は、恩納村体育施設の管理のため次の業務を行うこと。

(1) 体育施設の運営に関する業務

①必要なスタッフの配置

○施設全体の管理責任者を1名配置すること

○スタッフの雇用形態、人数及び勤務形態は、施設の管理運営に支障がないように定めること

○スタッフに対して、施設の管理運営に必要な研修を実施すること

②施設に係わる情報提供

③サービス向上対策の企画・立案等

(2) 体育施設の利用に関する業務

①体育施設の利用申し込み申請書の受付、並びに利用券及び利用許可書の交付

- ②体育施設の利用許可及び制限・許可の取消し等・設備等の制限
- ③管理する体育施設の利用料の徴収
- ④施設に備え付け用具等の貸し出し及び利用者への取扱の指導・助言

(3) 体育施設の維持及び管理に関する業務

赤間総合運動公園(赤間運動場、野球場、サッカー場、サブグラウンド、赤間多目的運動場、ウォーキングロード、健康遊具、電気設備、駐車場、その他付帯施設)

- ①野球場・赤間多目的運動場電気保安保守業務
- ②赤間総合運動公園・赤間多目的運動場浄化槽管理業務
- ③貯水槽清掃消毒及びポンプ室維持管理
- ④散水用タンク清掃及びポンプ室維持管理
- ⑤消防用設備等管理業務
- ⑥芝生管理業務

赤間運動場、野球場、サッカー場、サブグラウンド

※野球場・サッカー場・サブグラウンド(芝刈込・肥料散布・殺虫剤散布・除草剤散布・コアリング目砂散布・シャッターリング・バーチカルカット)

⑦体育施設草刈業務

野球場の内・外野芝生スタンド部分、赤間運動場芝生席部分、駐車場、その他施設周辺

- ⑧施設清掃業務
 - ⑨備品・用具等の管理
 - ⑩施設維持管理用消耗品の購入
 - ⑪施設内発生した廃棄物の処理
 - ⑫施設利用者が、病気・ケガ等予期しない状態が生じた場合は、救護等の対応
- 目視点検 毎月1回以上

恩納村立コミュニティ広場

- ①芝生管理業務
- ②施設周辺草刈業務
- ③夜間照明灯施設保守管理業務
- ④浄化槽の維持管理
- ⑤施設清掃業務

目視点検 毎月1回以上

真栄田漁港運動広場

- ①芝生管理業務
- ②施設周辺草刈業務
- ③夜間照明灯施設保守管理業務
- ④清掃業務及び浄化槽の維持管理
- ⑤施設清掃業務

目視点検 毎月1回以上

7. 法令等の遵守

恩納村体育施設の管理にあつては、本仕様書のほか、次に掲げる法令等に基づかなければならない。

個人情報保護に関する法律、恩納村個人情報保護条例及び施行規則、スポーツ基本法、恩納村体育施設の設置及び管理に関する条例及び施行規則、その他関係法令

8. 管理運営経費の算出に係る留意事項

●物品の取得、管理及び帰属

- (1) 村が備えつけている物品は、指定管理者が本管理運営業務を遂行するために使用する場合は無償で使用することができる。
- (2) 経年劣化等による更新に係る費用は、原則として村が別途負担する。
- (3) 指定管理者が指定管理料により物品（取得価格が1万円以上の物品《消耗品を除く》）を購入したときは、購入物品は村の所有に帰属するものとし、購入しようとするときは、あらかじめ村に協議し、承認を受けるものとする。
- (4) 指定管理者が指定管理料以外をもって物品を購入しようとするときも、あらかじめ村に協議し、承認を受けるものとする。
- (5) 指定管理者は、物品管理簿を備えてその保管に係る物品を整理し、異動が生じた場合は村に報告にすること。

●修繕、改修等

- (1) 管理施設の大規模な修繕、改修等に係る費用については、原則として村が別途負

担する。日常の管理運営業務で発生する軽微な修繕等に係る費用については、管理運営経費に計上すること。

(2) 管理施設の修繕等については、原則として、1件30万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものについては、修繕費について十分に精査したうえで別途村の費用と責任において実施するものとする。1件につき30万円未満のものについては、管理運営経費として指定管理者の責任において実施するものとする。

(3) 修繕等により生じた更新施設は、すべて村に帰属するものとする。

● 消耗品

本管理運営業務において必要となる消耗品の購入、更新にかかる費用は、管理運営経費として計上すること。ただし、備品的使用をするもの等は、別途協議により、村が予算の範囲内で負担することもある。

● 賠償費用

指定管理者は、施設管理者賠償責任保険に加入することとし、その保険料を管理運営経費として計上すること。

● 税

指定管理者は、会社等の法人にかかる村民税、指定管理者が設置した償却資産に係る固定資産税等の納税義務者となる場合があります。関係機関等にお問い合わせいただき、納税義務者となる場合には、所要額を管理運営経費に計上してください。

9. 利用料金収入予定額の算出に係る留意事項

● 利用料金は、恩納村体育施設の設置及び管理に関する条例で定める額を上限として、指定管理者が村の承認を得て定めることとします。

● 指定管理者は、恩納村体育施設の設置及び管理に関する条例及び施行規則の定めるところにより、公益上その他特別の事由により必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができます。また、恩納村体育施設の設置及び管理に関する条例及び施行規則の定めるところにより利用料金を還付することができます。

● 収支計画書における利用料金収入の見積もりにあたっては、別添資料を参考に、利用料金収入予定額に反映させてください

10. 管理が困難となった場合の措置

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、適切な施設の管理が困難となったと認められる場合、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、施設の管理が困難と認められる場合は、村は、指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。

なお、この場合は、村に生じた損害は、指定管理者が村に賠償しなければならない。

- (2) 不可抗力その他、村又は指定管理者の責めに帰すことができない事由により、施設の管理が困難となった場合、村と指定管理者は、管理の継続の可否について協議を行うものとする。

なお、協議の結果、当該指定管理者による施設の管理が困難と村が判断した場合は、村は指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。

11. 村事業への協力

村が実施する事業で恩納村体育施設及び付帯施設を使用する場合は、協議を行い協力するよう努めること。

12. 協定の締結

村と指定管理者は、業務を実施するうえで必要となる事項について協議を行い、これに基づき協定書を締結する。

13. 留意事項

指定管理者は、この仕様書に規定するもののほか、恩納村体育施設の管理について、定めのない事項又は疑義が生じた場合には、村と協議のうえ決定するものとする。

※ 次の図面等は、恩納村教育委員会教育課内において閲覧をお願いします。

施設概要 図面

業 務 分 担 表

項目	業務内容	村	指定管理者
施設の運営	申請の受付及び許可に関すること	○ (目的外使用)	◎
	施設の間合せ・案内に関すること		◎
	広報に関すること	○	◎
	光熱水費等の支出に関すること		◎
苦情対応	施設利用者および地域住民などからの苦情等対応・処理		◎
施設の維持	清掃に関すること		◎
	安全衛生管理に関すること		◎
	修繕の対応に関すること	○ (協議)	◎
物品、現金管理	備品等の管理、保全に関すること		◎
	金銭の管理に関すること		◎
災害対応	連絡体制の確保に関すること	○ (指示等)	◎
	被害等調査・報告に関すること	○ (指示等)	◎
	応急措置に関すること	○ (指示等)	◎
包括的管理責任	指定管理者による管理瑕疵を除く包括的管理責任	◎	

◎＝主たる業務を実施

○＝一定の範囲で業務を実施

リスク分担表

項目	負担者		備考
	教育委員会	指定管理者	
施設、設備、備品等の保守点検及び維持管理		○	
条例、規則等の変更	○		本事業に直接関係する条例等の変更
事業の中止		○	指定管理者の事業放棄
	○		教育委員会の指示によるもの
運営費の増大	○		急激な物価上昇等による場合
		○	指定管理者の責めに帰すべき時由による場合（不適切な運営等による運営費の増大等）
天災・暴動等による覆行不能	○		
施設に係る保険	○		全国村有物件災害共済会
利用者等に係る保険		○	社会体育施設保険など
施設の損傷		○	指定管理者の責めに帰すべき時由による場合
	○		上記以外の場合
施設の修繕		○	一件30万円を超えない場合
	○		上記以外の場合
施設の利用不能等による収入減		○	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合
	○		上記以外の場合
減免による収入減	○		減免利用者が当初の見込みより大幅に増加した場合
		○	上記以外の場合
施設利用者への損害		○	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合（不適切な施設管理による利用者の負傷等）
	○		上記以外の場合
第三者への損害		○	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合（不適切な運営管理による騒音などの苦情等）
	○		上記以外の場合

※○印がリスク負担者となります。